

国土交通省スマートシティモデル事業公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

我が国の都市行政においては、社会経済情勢の変化に伴い、人口減少や高齢化、厳しい財政制約等の諸課題が顕在化する中、市民生活を支える様々なサービス機能が確保された持続可能な都市構造を実現するため、誘導手法の導入・活用等により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しているところである。

また、人工知能（AI）・IoT等の新技術やビッグデータなど（以下「先進的技術」という。）の活用が進められている中、「Society5.0」（超スマート社会）の実現を目指し、先進的技術をまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティの実現に向けた取組を推進しており、政府方針である「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においては、「先進的技術をまちづくりに取り入れたモデル都市の構築に向けた検討」を行うことが示されている。

この中で、国土交通省においては、関係する省庁と一体となって、関係団体、企業、自治体等と連携し、移動・物流・インフラ・防災・気象・エネルギー・環境・観光等の個別分野のシステム構築とともに、都市・地域課題、社会問題等を分野横断的に解決する取組を実施することとしており、本事業においては、新技術、官民データをまちづくり分野に取り入れ、持続可能で分野横断的な取組を目指し、都市・地域の課題解決に係るソリューションシステムを実装するモデル事業（以下「モデル事業」という）を実施するため、その事業並びに対象区域を公募するものである。

(2) 応募主体

モデル事業への応募は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（以下「協議会等」という。）である（設立予定も含む。）ことを条件とする。

※民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※民間事業者等のみ、地方公共団体のみでの応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わない。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書または参加証明書等）を提出すること。（様式任意）

※協議会等の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであってもよい。

(3) 対象区域

モデル事業の対象区域は次の条件(a)～(d)のいずれかに該当する区域を想定している。

条件(a) 地区単位（数ha～数十ha程度）

条件(b) 複数の地区をまたぐ区域（例：ニュータウン）

条件(c) 市町村全域

条件(d) その他（複数の市町村をまたぐ区域、鉄道沿線等）

(4) 応募期間

平成31年3月15日（金）～4月24日（水）17時必着とする。

提出場所及び方法については4.を参照のこと。

(5) 事業の選定

モデル事業への選定事業数は、地域特性を踏まえ、5～10事業程度を想定している。

有識者委員会の審議を経て、5月頃に選定・公表予定である。

(6) モデル事業実施内容

モデル事業に選定された場合は、モデル事業の推進体制を構築した上で、都市・地域における課題・ビジョン、具体的な取組方針、持続可能な体制・運営、データの利活用方針等を記載した「スマートシティ実行計画（仮称）」を作成することとする。

また、提案のあった都市・地域の課題解決に向けた実証実験等の取組を実施する。

(7) 支援内容

(6)に記載した「スマートシティ実行計画（仮称）」の策定及び実証実験等の取組の実施は、「スマートシティ実証調査事業」（国土交通省都市局：平成31年度 1.1億円）により行うこととする。

その他、別紙2に記載の他の支援事業に対しても、要件を満たす場合は、応募することが可能である。

また、本モデル事業への応募の有無にかかわらず、国土交通省の他の支援事業、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」のうち「アーキテクチャ構築等」の事業（以下、SIP事業）、総務省の「データ利活用型スマートシティ推進事業」等他省庁の実証調査等に応募することは可能である。

2. 企画提案内容

下記(1)～(6)について、企画提案書に記載すること。

企画提案書の様式は、様式2は4枚以内、様式7は必要枚数、それ以外は1枚とする。

(1) 対象区域の課題・ビジョン【様式1】

○スマートシティの実現を通じて解決を図る対象区域の課題・ビジョンについて記載する。

- ・対象区域の概要（区域・地勢・人口 等）
- ・対象区域が抱える課題
- ・課題解決に向けたまちづくりビジョン（基本構想・マスタープラン 等） 等

(2) スマートシティの実現に向けたモデル事業の取組内容【様式2】

○対象区域におけるスマートシティの実現に向けた取組内容について記載する。

- ・対象区域におけるスマートシティ実現に向けた取組の全体像
- ・全体像を実現するための個々の具体的な取組内容（現在・今後） 等
（実施プロジェクト、対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等）

※対象分野については、AI、IoT等の新技術、官民データをまちづくりに取り入れる区域において、持続可能で分野横断的な取組を目指し、都市・地域の課題解決に資する、例えば、表1の分野とする。

なお、本事業の趣旨に沿うものであれば例示した分野以外のものであっても可とする。

- ・個々の取組により期待される効果
 - ・スマートシティの実現に係るロードマップ
（スケジュール、実施ステップ、全体像と個々のプロジェクトとの関連性 等）
- ※取組毎に国による支援を想定している場合は、想定する支援内容を記載する。なお、本事業で活用可能な支援メニューについては、1.(7)を参照のこと。
- ※規制緩和に関係する内容がある場合は、その旨を記載すること。

表1 対象分野（例）

(ア) 交通・モビリティ	(イ) エネルギー	(ウ) 防災
(エ) インフラ維持管理（老朽化）	(オ) 観光・地域活性化	(カ) 健康・医療
(キ) 生産性向上	(ク) 環境	(ケ) セキュリティ
(コ) 物流	(サ) コンパクトなまちづくり	(シ) その他

※H30.12.14 スマートシティ実現に向けての提案募集資料より

(3) データ利活用方針【様式3】

- (2)で掲げた取組内容を実現するためのデータの利活用方針について記載する。
 - ・データの収集項目、収集方法
 - ・データの管理・連携方法 等

なお、本モデル事業において、データ連携を進めるにあたっては、平成31年3月13日に関係省庁で構成される『Society5.0実現加速(スマートシティ)タスクフォース』において決定された『府省連携したスマートシティ関連事業の推進について』(参考資料参照)を踏まえて行うものとする。

※データの利活用には、以下の条件を考慮すること。

<必須条件>

- ・既存の他のプラットフォームとの連携を図ること
- ・収集したデータについてはベンチャー企業等を含め多様な主体が活用できるように構築すること(ロックインの排除)
- ・データフォーマットについて、標準化されたフォーマットがある場合はそのフォーマットを使用すること

<推奨条件>

- ・オープンソースや標準化されたプロトコルを積極的に活用すること
- ・APIを公開し、他のサービスやプラットフォームとの連携を可能とすること

(4) モデル事業実施に係る運営体制【様式4】

- モデル事業の実施後も持続可能な取組を継続するための事業実施体制について記載する。
 - ・事業実施体制(産官学民等)
 - ※本事業に係る関係者及び現時点での連携・協力状況、今後の連携・協力の見通しについて記載
 - ・各実施主体の役割分担(場所・施設・設備等の提供状況、データの提供 等)
 - ・持続可能な管理運営方針、資金計画、費用負担の在り方 等

(5) 成果検証【様式5】

- 本事業による成果の検証方法(KPI、将来的な都市・地域の評価方法)について記載する。

(6) 今後の展開【様式6】

- 対象区域外への展開、他都市・地域への横展開に向けた取組方針等について記載する。

(7) その他【様式7】

- 今後の施策推進の参考とするため、(1)～(6)の内容を元に、本モデル事業の他都市・地域への展開を見据え、以下の表2を参考に様式7を作成する。様式7は、評価の対象外とする。本モデル事業の実施にあたり、SIP事業関係者から、本モデル事業の取組に関する情報提供を求められる場合は協力すること。なお、SIP事業から本モデル事業実施者に対し、アーキテクチャ設計やデータ連携等の助言等を受けることができる。

表 2 : 例示

取組分野【モビリティ】	
<項目>	<該当する事項>
既存の戦略・政策	例) 総合計画、マスタープラン、戦略、ビジョン等
法律・条例・規則	例) 条例、要綱、ガイドライン等
事業実施体制	例) 自治体、協議会、企業、まちづくり会社等
運営管理方針	例) 資金計画、事業計画等
取得または活用するデータ	例) 人流データ、インフラデータ、公共交通運行情報等
データの活用方法	例) 需要予測、交通予測、減災等
データの連携方法	例) データプラットフォーム等
設置する設備	例) センサー（仕様の概要）、カメラ（仕様の概要）等
セキュリティ確保の方法	例) ネットワークセキュリティ、認証セキュリティ等

※分野が複数の場合は、分野（モビリティ、エネルギー、防災等）ごとに表を作成すること。
 ※項目に該当する事項が複数ある場合は、主な分野を記載すること。

3. 企画提案の評価基準

モデル事業の選定にあたっては、地域性を考慮しつつ、以下の表3の評価基準に基づき、有識者委員会の審議を経て、総合的に評価・選定を行う。

表 3 評価基準

項目	概要
(1) 的確性	応募内容がスマートシティの実現に向けた本事業の公募趣旨に合致し、取組内容が対象区域の課題解決に寄与することが見込まれること。
(2) 具体性	モデル事業の具体的取組、検証方法、データ利活用方針等が具体的に示され、モデル事業としての先進性を有していること。
(3) 実行性	モデル事業実施にあたり、事業実施体制の構築等が図られており（見込みを含む）、関係者の役割分担等が明確で円滑な事業実施が見込まれること。
(4) 継続性	モデル事業が応募主体により持続的に実施される見込みがあること。
(5) 発展性	モデル事業の今後の展開に向けた発展性が見込まれること。
(6) その他	その他、公募要領等に合致していること。

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局

国土交通省スマートシティプロジェクトチーム事務局

（窓口：都市局都市計画課）

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（合同庁舎3号館6階）

電 話：03-5253-8411

電子メール：hqt-smartcity@ml.mlit.go.jp

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①企画提案書の概要版（最大3枚（A4横））：

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) 概要版」

②企画提案書の概要版（最大3枚（A4横））：

PDF ファイル形式／ファイル名「(団体名) 概要版」

③企画提案書（様式1～7）：

PDFファイル形式／ファイル名「(団体名) 企画提案書」

○提出場所・方法

①～③を上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。

※参考資料の提出は認めない

※③は非公開とするが、①および②は公表前提で作成すること。

※提出時のメール件名は、「【提出】(団体名) スマートシティモデル事業」とすること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

(2) 公募要領の掲載について

○場所 国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000048.html

○方法 上記URLよりダウンロード

(3) 説明会の日時及び場所等

本事業への応募に係る説明会を以下の通り実施する。なお、本事業の説明会時には併せて、総務省、内閣府等の事業の説明も同時に実施する。

日時：平成31年3月20日（水）15時

場所：合同庁舎3号館10階 共用会議室

参加を希望する者は、別紙3に記載の上、(1)の担当部局へメールで様式を送付すること。
参加者は、1団体最大2名とする。

(4) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせは、(1)の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

(5) 企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(6) 契約手続き

選定された提案の応募主体と「スマートシティ実証調査事業」に関する契約手続きを行う。予算の総額は1.1億円を予定している。

なお、契約手続きに際しては、実施内容や成果物の内容等について、応募者と個別に協議等することとする。